



秋の風物詩

スポーツの秋

青く澄んだ高い空。「ワァーッ」とあがる歓声……
十月は、どこも運動会。

二十六日は「老人スポーツ大会」、十一月三日は
「おかあさんの祭り大会」などが開催される。

スポーツ人口は年々ふえ、四季を通じていろいろな
競技が催される。柔道、剣道、野球、バレーボール、
ソフトボール、テニス、サッカー、ラグビーなどなど
スポーツは、あすの健康と明るい心をやしなう。

○……………としておくとも便利です……………○

今月の主な内容

- | | |
|--|------------------------------------|
| 2面・3面…9月定例市議会から
昭和47年度決算から | 6面・7面…話題を追って
市総合文化祭行事日程
おしらせ |
| 4面・5面…グラフで見る決算状況
法律シリーズ（月賦販売に
ついて） | 8面……………おしらせ |



10月号

昭和48年10月22日発行

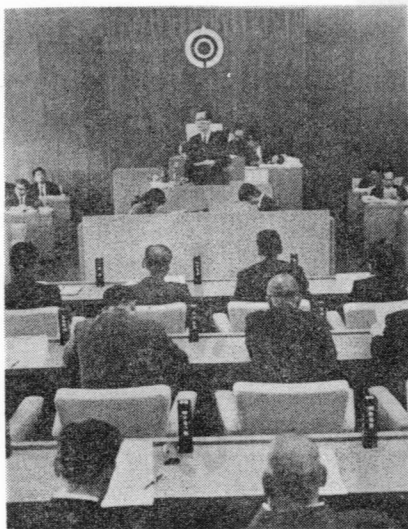
(No. 221)

発行所 日向市役所 編集 総務課秘書広報係

9月定例市議会

昭和48年度一般会計予算

30億円をこす



写真は開会中の9月定例市議会

昭和四十八年第四回日向日市議会九月定例会は、九月二十一日に招集されました。「定例会」とは、「三月」、「六月」、「九月」、それに「十二月」に招集される市議会のこと。この間に急を要する事案があった招集される議会は、「臨時会」です。

議会で審議される議案は、議会が招集された日に上提されるのが通例ですが、「定例会」の場合は会期の途中でも上提されることがあります。九月定例会に提出された案件はすべてで二十件でしたが、このうち八件が会期の途中に提案されています。「臨時会」ではよほどの突発的なことがない限り追加議案はありません。

九月定例会は、十月六日に終了しましたが審議された議案についてその概要をお知らせします。

佐藤 正氏
教育委員に
佐藤 正氏
監査委員に
三輪 賢一郎氏

こんどの議会では、「昭和四十七年度の決算」が審議されました。市民のみなさんの税金がどう使われたか……市のお金はどこで使ったか……別ページのグラフでご覧いただきたいと思っています。

決議案のほかに、議会の同意を得て任命する委員の人事案件、条例の一部改正、昭和四十八年度補正予算、大きな工事の請負契約の議案でした。

まず「人事案件」は二件で、教育委員の佐藤正さんが九月三十日任期満了となるので、次期委員選任の議案です。審議のすえ再度佐藤正さんにつとめていただくことになりました。佐藤さんは昭和三十四年九月に教育委員に任命され、現在教育委員会の委員長をつとめています。

もう一件は、監査委員の選任です。市の監査委員は二人です。この二人の監査委員のうち議員の一人から選出されている黒木利一さんがなくなったので後任の委員を選出することになったものです。新しく監査委員に前市議会議長の三輪賢一郎さんが選ばれました。

条例改正が二件

条例が「日向日市計画東部第二土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例」と「日向日市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の二件。

「都市計画東部第二」の条例は東部第二土地区画整理事業の工事がほぼ完了し、清算の段階にはいつていますが換地によって多少の土地の増減がでますので受益者の平等をきするため、その増減分の面積に応じて清算することになりました。

「一般職の職員の給与条例」は、八月、人事院が国家公務員の給与を十五、三九引き上げるように政府に勧告し、さきの国会で給与関係法律が可決成立したので、これに準じて市の職員の給与を引き上げるものです。

一般会計は
三十億七千九百七十万円

昭和四十八年度日向日市一般会計特別会計補正予算、あわせて四件が出されました。

つぎは塩見小学校危険校舎改築工事。昨年度の校舎建設に引きつづき、今年度は特別教室管理棟を建設します。鉄筋二階建て、五千円。これができあがると来年度塩見小学校は新しい小学校に移転します。

つぎの件も校舎建築で、平岩小学校校舎の建設で五千二百七十五万円。鉄筋二階建て、普通教室四室、特別教室四室など。

工事請負契約
三工事で
一億五千六百九十万円

工事請負契約の議案が三件提案されました。

一件は大王谷開発計画の一環である大王谷運動公園造成工事で、陸上競技場三万三千六百平方メートル、テニスコート五千四百平方メートル、駐車場二千平方メートルを造成し、来年二月に整地が完了することになっております。工事費五千三百六十五万円。

市の台所はどうであつたか

昭和四十七年度決算から

※一般会計の概況

歳入 二十七億八千三百三十二万七千七百六十四円。歳出 二十七億五千六百七十三万五千二百五十七円。差し引き、二千四百五十六万七千五百九十九円は、昭和四十八年度へ。決算総額は五年前の四十三年度決算にくらべると二、五倍になっています。

五千七百八円。これを市民五万人で割ると一人当たり一万四千二百円。納税の割合は二七、三割。世帯当りでは五万四千四百円とになります。この市税が歳入総額に占める割合は二七、三割。

(2) 国庫支出金 六億五千五百七十六万五千五百六十円。歳入総額中に占める割合は二七、三割。前年度より四、四割上昇し、地方交付税をぬいて歳入中第二位となりました。国庫支出金は市の事業などにに対し、国から支出される補助金や負担金など。

(3) 地方交付税 六億二千七百六十六万三千円。歳入総額中に占める割合は二七、三割。前年度に比べて五、三割の低下。

(4) 市債 三億四千五百七十万円。土木建設事業、学校建設事業などの事業量の大幅な伸びによるもので歳入総額中に占める割合は二、四割。前年度に比べて二、四割の上昇。

(5) 県支出金 一億四千二百二十八万二千二百五十四円。歳入総額中に占める割合は五、一割。前年度に比べて〇、七割の上昇。

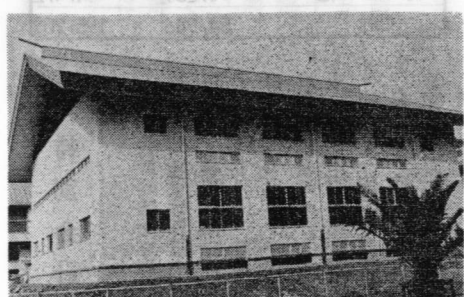
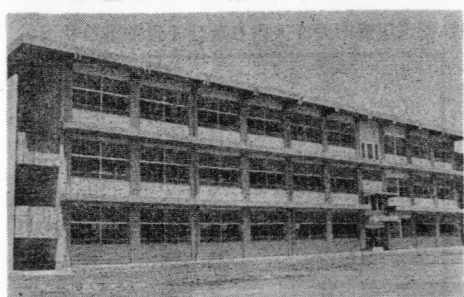
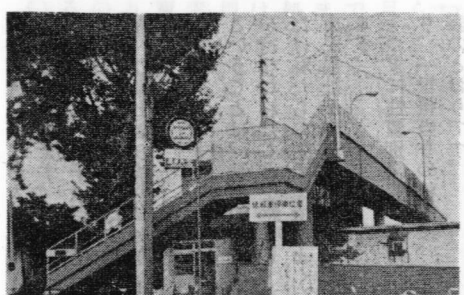
(6) 諸収入 九千五百四十四万八千四百六十九円。歳入総額中に占める割合は三、四割。前年度に比べて〇、七割の低下。

(7) 財産収入 五千六百九十九万七千二百八十六円。歳入総額中に占める割合は二、〇割。前年度に比べて三、三割の低下。

(8) 分担金及び負担金 五千二百六十四万二千六百二十八円。歳入総額中に占める割合は一、九割。前年度に比べて〇、二割の上昇。

※歳出

歳入は、「消費的経費」、「投資的経費」、「その他」の三つに分けられます。消費的経費とは「人件費、扶助費、物件費、補助費など」があげられ、投資的経費とは「普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費」、その他は「公債費、積立金、繰出金、貸付金など」です。その構成は、消費的経費 十四億五千七百四十一万八千四百五十二、九割。



昭和47年度中にできた主な施設
(写真上から跨線橋、塩見小、武道館)

代金の支払いを分割払いとするいわゆる月賦販売は、比較的高価な品物を買いたい求むる方法として、急速に普及してきました。ひとくちに月賦販売といってもその内容はさまざまですが、通常は買主が代金の一部を頭金として支払うのと引替えに、売主が買主に売買の目的物を引き渡し、残りの代金は約束の回数に分割して毎月支払うという方法で行なわれます。もっとも、買主が最初に頭金を支払うかわりに、目的物の引渡し前に買主が一定額まで毎月積立てを行なう方式もありますが、このような方法でも、残りの代金は目的物の引渡し後に分割して支払うのが普通ですから、基本的には通常の月賦販売と変わりはありません。

このほか、売主に代金として支払うお金を、買主が銀行などの金融機関から借り受け、これを月々返済していくローンという方式が盛んになってきましたが、これも広い意味では月賦販売の一つと考えてよいでしょう。

今回は、このうち通常の月賦販売について、普通の売買契約と異なる点を中心に、お話ししてみよう。

○通常の月賦販売では、代金の支払いが済まないうちに、目的物が売主から買主に引き渡されるわけですから、売主が確実に代金の支払いを受けられるように、いろいろな方法がとられています。土地

や家屋などの不動産の売買ですと契約と同時に買主に所有権を移すとともに、売主の代金債権を担保するためその不動産に抵当権を設定することが多いようです。もし買主が月賦金を約束どおり支払わないと、売主は、その抵当権を実行して目的物である不動産を競売し、その代金の中から売買代金の弁済を受けることになります。これに対し、家具とか電気器具とかのような動産の売買になりますと抵当権を設定することができませんから、代金の支払いを確保するため、支払いが全部済むまでは買主が解除の意思を表明しないでもその品物の所有権は買主に移らないという約束で売買する方法がとられるのが通常です。この場合は月賦金の支払いが完全に終わるまでは、目的物は買主のものになりませんから、買主は自由にこれを処分することができません。買主はちやうど、売主の物を借りて使用している者と同じ立場にあると考えてよいでしょう。したがって買主がかってにこれを他に売ったり質入れしたりすると、売主のものを横領したとして、罪に問われることとなります。

○つぎに、売主に所有権を留保す

る方法で、衣服、家具、家庭用電気器具、自動車などを買った人が、月賦金の支払いを怠ったとき、その契約の解除と損害賠償について説明しましょう。

買主が約束の月賦金を支払わないときに、売主が契約を解除して買主に対し損害賠償を請求できることは、普通の売買と変わりありません。その解除の方法や損害賠償の額は、原則として月賦販売契約の内容によることになります。しかし、一回でも月賦金の支払いを怠れば、支払いの催告もせず解除することができるとか、売主が解除の意思を表明しないでも

すでに支払った月賦金の合計がいくら高額でも、これを買主が目的物を使用した使用料または損料として、売主が没収するというように取り決められている場合が多かったようです。

このような約束がそのまま効力があるということになりますと、買主は目的物を売主に返還しなければならぬうえに、すでに支払った月賦金は売主から返してもらえないこととなり、その類いかんによっては、買主にとってきわめて過酷なこととなるわけです。

「割賦販売法」は、このような弊害を正して、一般の消費者を保護するため、売主が買主に請求できる損害賠償の額を制限しています。売買の目的物が売主に返還された場合には、契約の内容でどのような取り決めがあっても、売主はその物の通常の使用料の額（その使用料の額よりも目的物の値下りの額が大きいときは、その値下りの額）をこえる損害賠償を請求することはできないことと定められているのです。

○このように月賦販売については消費者を保護するため、法律上特別の定めがしてありますが、契約の細かい点までは法律にも定めがありません。前記述べたローンや土地家屋の月賦販売には、消費者保護の法律はまだできておりません。分割払いで高価な品物をおうとするときは、計画をしっかりと立て、契約書の内容をよく見たうえで買うという心づかいがたいせつです。



月賦販売について

法律シリーズ⑦

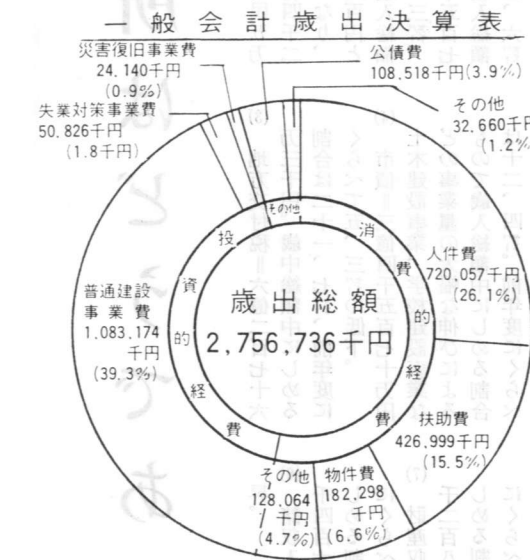
と当然に契約が解除になるという点では、一般の消費者にとっては過酷なことになります。そこで、昭和三十六年に制定された「割賦販売法」は、買主が割賦金の支払いを怠っても、売主は、まず二十日以上以上の相当な期間を定めて書面での支払いを催告し、その期間内に支払いがなかった場合でない限り、契約を解除することはできないこととし、これに反する解除の方法を約束しても、それには拘束されないものと定めています。つぎに、損害賠償の額ですが、従来の月賦販売契約では、買主が

十一月一日から来年の二月十五日まで、狩猟が解禁になります。毎年この季節になると新聞の社会面に、必ずといっていいほど「猟銃が暴発して」とか「誤って引き金を引いて」といった猟銃による事故の記事が載ります。そこで、とくにハンターのかたがたにおねがいしておきたいことは、こういった事故を起こさないように、猟銃の保持・保管はしっかりとやっていただきたいということです。「ついうっかり」などという言いわけは絶対に通用しないという覚悟で、間違っても禁漁区や人家の近くでは、安全ケースから出して持ち歩かないでください。無資格のしろうとや子どもが、同じように扱ったり、おもしろ半分引き金を引いたらどんな結果が生まれるでしょうか。まかり間違えば凶器にすらなる猟銃の管理には念を入れて取り扱っていただきたいものです。

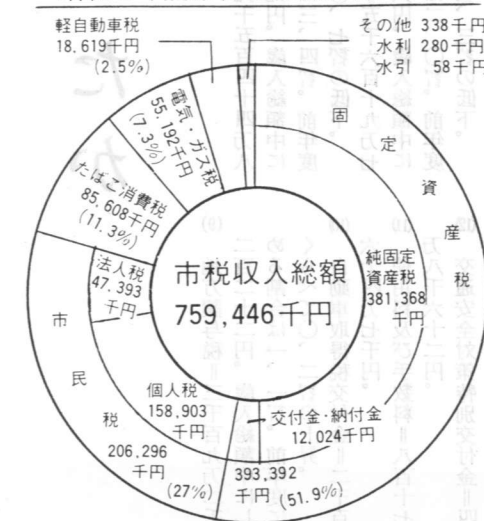
狩猟のシーズンです

猟銃の保管は厳重に

狩猟のシーズンです。十一月一日から来年の二月十五日まで、狩猟が解禁になります。毎年この季節になると新聞の社会面に、必ずといっていいほど「猟銃が暴発して」とか「誤って引き金を引いて」といった猟銃による事故の記事が載ります。そこで、とくにハンターのかたがたにおねがいしておきたいことは、こういった事故を起こさないように、猟銃の保持・保管はしっかりとやっていただきたいということです。「ついうっかり」などという言いわけは絶対に通用しないという覚悟で、間違っても禁漁区や人家の近くでは、安全ケースから出して持ち歩かないでください。無資格のしろうとや子どもが、同じように扱ったり、おもしろ半分引き金を引いたらどんな結果が生まれるでしょうか。まかり間違えば凶器にすらなる猟銃の管理には念を入れて取り扱っていただきたいものです。



昭和47年度市税の税目別収入状況



・投資的経費 一億五千八百四十万四千二百〇七円
・その他 一億四千七百七十八万八千五百一十一円
これらを前年度と比較すると、消費的経費は二億五千八百二十二万円の増加（増加率二十一・五割）でそのなかで特に扶助費の増（増加率（五十五・七割））がめだっています。

投資的経費は、いちじるしい伸びをしめし、五億四千八百六十六万円の増加（増加率九十・〇割）。

このうち普通建設事業費（学校、道路、橋など）が大幅に増加したのが注目されます。

その他は、二千六百万円の減となつていますがこれは土地開発基金への繰出金の減少によるものです。

このように投資的経費が伸びたということは、積極的な建設事業が行なわれたことを意味し、それだけ私たちの生活環境がよくなり市民福祉が増進されたといえます。

つぎに性質別経費の人口一人当たり、一世帯当りの状況は、つぎの表のとおりです。

性質別経費市民1人当たり及び1世帯当り状況

区分	47	
	1人当たり	1世帯当り
人件費	14,352	50,988
物件費	3,633	12,909
扶助費	8,511	30,236
補助費等	1,945	6,911
建設事業費	23,083	82,009
公債費	2,163	7,684
その他	1,259	4,472
計	54,946	195,209

※特別会計

特別会計の総決算額は五億八千四百九十九万七千五百三十三円の歳入に対し、歳出五億四千四百一十一万九千四百四十二円。差し引き三千九百三十八万三千一百一十一円は四十八年度各特別会計へ。

※ 公営住宅事業会計
歳入 一億二千五百七十七万七千円
歳出 一億二千四百六十六万六千円
※ 東部第二土地区画整理事業会計
歳入 三千九百九十八万八千円

※ 歳出 二千三百三十一万一千円
※ 倉根土地区画整理事業会計
歳入 五千二百三十三万三千円
歳出 四千四百六十三万三千円
※ 畜場事業会計
歳入 七十八万八千円
歳出 七十一万一千円
※ 国民健康保険事業会計
歳入 三億四千三百九十五万五千円
歳出 三億二千三百三十一万一千円
※ 農業共済事業会計
歳入 二千五百八十九万九千円
歳出 二千四百五十六万六千円



市代表に富高チーム

県婦連協バレーボール大会日向地区予選は、十月一日午後七時から財光寺小体育館で富高、細島、美々津・幸協連合の三チームが参加して熱戦をくりひろげた結果、富高チームが優勝しました。優勝した富高チームは旧富高小ママさんバレーボールチーム。富高チームは十月十五日の県大会に日向市の代表として出場しました。

交通安全作文発表会

秋の全国交通安全運動期間中の九月二十五日、富島中学校で第一回交通安全作文発表会が行なわれました。この発表会は、同校生徒会が自主的に実施したもので、生徒全員が交通安全あるいは交通事故の恐ろしさなどについて作文を書き、その内の十六点を生徒会によって選び、この日体育館で発表会を行なったものです。

話題を追って・わだいを おって・ワダイヲオツテ

母と子のスポーツ教室

「体育の日」の行事の一環として「母と子のスポーツ教室」が、十月十三日、日向勤労青少年体育センターで行なわれました。同大会は「じょうぶなからだは三才児から」ということで、当日は三歳から六歳までの子どもとその母親を対象に、県の教育指導主事が手帳にできる体操の指導をしたものです。会場いっぱい集まった母と子は汗だくになつて指導を受けていました。



原町警察官派出所起工

国道十号線および沿線の交通事故の防止、各種犯罪の防止等を、より一段と効率的に行なう目的でかねてより懸念中でした原町警察官派出所が塩見大橋北詰に設置されることになり、このほど起工式が行なわれました。この派出所には四人の警察官が常駐します。また細島臨港派出所もすでに建設中で、いずれも完成は十一月中旬

市総合文化祭幕あけ

各会場での日程決まる

第九回日向市総合文化祭は、十一月三日の文化の日を中心に、つぎのように行なわれます。

文化部門

- ☆十一月二日～四日 華道展・書道展・美術展・写真展・俳句展・短歌展・民芸展・切手展・ディスプレイ展（勤労青少年体育センター）
- ☆十一月二日～四日 菊花展（市役所前広場）
- ☆十一月四日 茶道展（勤労青少年ホーム）
- 〃 謡曲大会（能沢食堂）
- ☆十一月九日～十一日 らん、おもと展（まるみやしやうゆ）
- ☆十一月十日 短歌大会（勤労青少年ホーム）
- 〃 民謡民舞大会（勤労青少年体育センター）
- ☆十一月十一日 三曲大会（富中体育館）
- 〃 俳句大会（南日向公民館）
- ☆十一月十八日 囲碁大会（囲碁センター）
- 〃 日舞藤間流発表会（勤労青少年体育センター）
- 〃 民謡民舞大会（勤労青少年体育センター）
- 〃 バスケケットボール（日向中）
- ☆十一月中旬 テニス（日向製錬所）
- ☆十一月十八日 山岳（米の山）
- ☆十一月二十一日 相撲（財光寺五十猛神社）
- ☆十一月二十四日～二十五日 バドミントン（勤労青年体育センター）
- ☆十二月二日 舞踊（〃）

体育部門

- ☆十月七日～十一月三日 軟式野球（お倉が浜、日向中、宮崎合織）
- ☆十月二十八日 ラグビー（富島高等学校）
- 〃 バレーボール（勤労青少年体育センター）
- ☆十一月三日 弓道（富島高等学校）
- 〃 剣道（市武道館）
- 〃 柔道（〃）
- 〃 射撃（未定）
- ☆十一月三日～四日 サッカー（富島中学校）
- 〃 軟式庭球（富島高等学校）
- ☆十一月四日 空手（市武道館）
- ☆十一月十一日 ソフトボール（お倉が浜運動公園）
- 〃

おかあさんまつり大会

十一月三日に開催

「明るい日向市の建設を母親の手で」をスローガンに、こども「第三回日向市おかあさんのまつり大会」が、つぎのように開催されます。

こんどの大会には、本年四月に開校した大王谷小学校の校区が新しく加わり、参加校区は全部で九校区となります。

市内のおかあさんがたは、どんなでも参加できます。ふるってご参加ください。

▽とき 十一月三日「文化の日」

▽ところ お倉が浜運動公園

▽団編成

- 富高校区 〓 橙
- 細島校区 〓 桃
- 塩見校区 〓 茶
- 平岩校区 〓 白

青年祭は十一月四日

お倉が浜運動公園で

勤労青年の手で、住みよい郷土社会を建設しようという目的で「第四回日向市青年祭」が行なわれます。各サークルの加入青年をはじめ、一般の勤労青年の自由参加を歓迎します。

▽とき 十一月四日（日）

▽ところ お倉が浜運動公園

▽団編成

- 赤国 〓 美々津、幸協、平岩
- 白国 〓 財光寺、塩見、
- 青国 〓 富高
- 黄国 〓 細島、日知屋

下水道促進の標語、作文
入選作品決まる

日向市下水道促進旬間中に、募集した標語、作文の応募作品について審査した結果、つぎの作品が入選作と決まりました。

表彰式は、十月五日に市青少年ホーム会議室で行なわれました。

(標語の部)

(1) 幼年、小学生の部（応募作品は七十八編）

▽最優秀賞

「下水道みえないところのガンバリヤ」

財小四年那須昭雄さん

▽優秀賞

「下水道みんなて守るよい環境」

日小六年稲田宏さん

▽優秀賞

「下水道導く未来に手を延ばす」

富小六年瀬口博隆さん

▽優秀賞

「下水道はやくよくなれみんなの願い」

富小六年山田忠徳さん

(2) 中学、高校生の部（応募作品は六十三編）

▽最優秀賞

「下水道のびて住みよい町づくり」

(編)

(3) 一般の部（応募作品は百二十八編）

▽最優秀賞

「下水道はさんで笑顔の両隣り」

都町 山塚幸子さん

▽優秀賞

「環境の保全を託す下水道」

笹野東 永翁幸生さん

▽優秀賞

「下水道伸びるよい国豊かな暮らし」

堀一方 河野 通さん

▽優秀賞

「下水道つくる郷土に明るい未来」

美砂 小林和代さん

(作文の部)

(1) 小学生の部（応募数三十七編）

▽最優秀賞

「生活と水道」

平小六年児玉満彦さん

近よると危険!!

日豊線に

二万ボルト放電

日豊線電化工事ほぼ完成しいよいよ十一月一日から二万ボルトの特別高圧の電気を通して試験をします。

電線の近くでの作業や子どもの遊びは危険ですので絶対にしないようにお願いします。

(日向市駅)

おしらせ



漁家のみなさん

漁業統計調査に協力を

十一月一日現在で、漁家のみなさんなどを対象に漁業センサスの統計調査が実施されます。調査員が聞きとりで調査しますのでご協力ください。

小児生ワクチンの投与を行ないます

市では、小児マヒ生ワクチンの投与をつぎの日程で実施します。該当者の保護者は、子どものおられたの調子よいときに、もよりの場所受けてください。

なお、十月から三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）の予防接種を実施中ですが、生ワクチンを受ける前後三〜四週間はできませんので注意してください。

一、該当者

昭和四十七年五月一日から昭和四十八年七月三十一日まで

二、場所および日時

▽十一月七日（午後二時〜三時）

（細島支所、▽十一月十三日（午後一時三十分〜三時）市役所
▽十一月十四日（午後二時〜三時）江良公民館、▽十一月十五日（午後二時〜三時）三股病院、▽十一月十六日（午後二時〜三時）渡辺病院、▽十一月二十日（午後一時三十分〜三時）市役所、▽十一月二十一日（午後二時〜三時）松原公民館、▽十一月二十二日（午後一時三十分〜三時）市役所、▽十一月二十七日（午後一時三十分〜三時）市役所、▽十一月二十九日（午後一時三十分〜三時）市役所、

県民手帳をどうぞ

市では、一九七四年版の県民手帳（百八十円）をあつせんします。希望者は、市企画課（二階）へ十一月末日までにお申し込みください。代金は後日現品と引きかえです。

豊かな住みよい町をつくる郵便貯金

みなさんから身近にご利用いただいている郵便貯金は、つもりつもって十四兆円という大きな額になっています。

郵便貯金は、日常の経済生活の安定と豊かな財産づくりのお手伝いをするともに、みなさんから預けられたお金は、国の財政投融資の大きな資金として、みなさん

のくらしに関係の深い住宅、病院、学校の建設、公害防止、公園緑地、道路、鉄道、港湾、上下水道、清掃施設の拡充整備、農林漁業、中小企業への融資などに運用されております。

このように郵便貯金は、みなさんに貯蓄の手段として利用されるばかりでなく、社会全体の福祉の向上と経済の発展に大へん役立っております。

ただいま郵便局では、豊かなくらしと住みよい社会をつくる郵便貯金の奨励運動を行なっております。みなさんのご協力をお願いします。

優良従業員はいませんか

市では、こしも十一月二十三日（勤労感謝の日）に、市内の中小企業に従事している従業員のみなさんの勤労意欲の高揚と安定性を高め、資的向上を図る目的で、「第九回優良従業員表彰式」を行います。

該当されるかたがいらっしゃいましたら、今月の二十七日（土）までに市商工産課までおしらせください。

表彰の対象となる従業員の範囲は、市内の中小企業に勤務する人（農林水産業に従事する人は除く）で

▽市内の同一事業所に勤務する人で、女子は満七年以上、男子は満九年以上の人。

▽事業主と三親等以内の関係にない人。

▽過去において、日向市長または日向商工会議所会頭から優良従業員としての表彰を受けたことのない人。

手軽で便利な

ホームテレホン

をどうぞ

ホームテレホン「ロンロン」は一本の外線で四台の室内電話がつけられる新しいタイプの電話です。部屋数の多いご家庭に、二階があるご家庭に、お店とお住まいが一つしよのご家庭に、プライバシーを大切になさるご家庭などに、ピッタリの機能をそえたハイリビング時代の電話です。

どうぞご利用ください。

◎ホームテレホンの料金

一セット（電話機三台）

債券八万円。工事費一万三千円。月額使用料（基本料

のほか）二千円。

電話機四台

債券十万円。工事費一万六

千円。月額使用料（基本料

のほか）二千四百五十円。

お申し込み、お問い合わせは、

日向電報電話局営業係（電話三二

九五番）へ。

今月は悪書追放

「三ない運動」強調月間

青少年の健全な育成を阻害する

有害な書籍、雑誌による影響は、青少年非行化の要因ともなっています。

これらの悪影響をなくし、有害な環境から青少年を守るため、「読まない」「見せない」「売らない」の「三ない」を合いことばに「悪書を追放する運動」が今月いっぱい展開されております。

青少年を有害な環境から守るために、つぎのことを積極的に実践するとともに、この運動を通じて良書の普及をはかり「よい本を読む運動」を積極的に推進しましょう。

- (1) 青少年に有害と思われる図書、出版物を青少年に読ませない。
- (2) 青少年に有害と思われる図書、出版物を青少年に見せない。
- (3) 青少年に有害と思われる図書、出版物を青少年に売らない。

今月の納税

市民税 第三期
国民健康保険税 第三期

（10月1日現在）

男	23,930人	44人増
女	27,025人	17人増
計	50,955人	61人増

世帯数

14,443 16増